



広報

MINAMINASU KOUIKI

こういき



- ・組合議会の新体制 2
- ・組合議会議員視察研修報告 3
- ・令和5年度情報公開及び
個人情報保護制度の運用状況 3
- ・令和5年度決算報告 4
- ・保健衛生センターからのお知らせ 5
- ・消防本部からのお知らせ 7

組合議会の新体制

組合議員が改選され、初となる議会が去る6月14日に開かれました。

議長に**中山 五男氏**(那須烏山市)、副議長に**大金 清氏**(那珂川町)が選出されました。

また議会選出の監査委員には、**渋井 由放氏**(那須烏山市)が選任されました。



写真の着席順

<p>7番 あおき としひさ 青木 敏久 那須烏山市</p>	<p>8番 たかの いずみ 高野 泉 那珂川町</p>	<p>9番 たかぎ よういち 高木 洋一 那須烏山市</p>	<p>10番 かわまた よしまさ 川俣 義雅 那珂川町</p>	<p>11番 しぶい ゆうほう 渋井 由放 那須烏山市</p>	<p>12番 なかやま いつお 中山 五男 那須烏山市</p>
<p>1番 ましこ すみえ 益子 純恵 那珂川町</p>	<p>2番 ほりえ せいいち 堀江 清一 那須烏山市</p>	<p>3番 そうま まさのり 相馬 正典 那須烏山市</p>	<p>4番 おがわ よういち 小川 洋一 那珂川町</p>	<p>5番 おおがね きよし 大金 清 那珂川町</p>	<p>6番 おがわ まさのり 小川 正典 那珂川町</p>



監査委員（議会選出）
渋井 由放 氏



副議長
大金 清 氏



議長
中山 五男 氏

組合議会議員視察研修報告

当組合議会では11月14日(木)から15日(金)の2日間、大崎地域広域行政事務組合「大崎広域中央クリーンセンター」の視察研修を実施しました。

大崎地域広域行政事務組合 大崎広域中央クリーンセンター

視察で訪れた「大崎地域広域行政事務組合 大崎広域中央クリーンセンター」は、宮城県大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町で構成する一部事務組合が運営するごみ処理施設です。

令和5年10月に全体竣工し、稼働しており、1日当たり140t(70t/日×2炉)の処理能力を持つ全連続燃焼式焼却炉(ストローカ式)です。

ごみピットは7日分のごみを貯留することが可能で、災害に強い施設として、建物の耐震性能や浸水対策も行っていきます。また停電しても、タービン発電機で自立運転が可能であり、発電した電気は、中央クリーンセンターでの使用や、隣接するリサイクルセンター・桜ノ目衛生セン

ター(し尿処理施設)の場内消費電力を賄っており、余った分は売電しています。余熱はロードヒーティングに利用しており、最新の技術で造られた施設となっています。

また、「大崎地域広域事務組合 大崎広域東部クリーンセンター(平成3年3月稼働)」では、施設の老朽化により現在、基幹改良工事を行っており、基幹改良工事の

内容等について話を伺いました。主な工事内容は、24時間焼却へ変更することによる処理能力向上(96t/16h↓144t×24h)・計量機更新・ごみクレーン更新・焼却炉更新など67項目の工事を実施中、施設の延命化のため工事を実施しています。



令和5年度 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況

当組合では、公正で開かれた組合行政を推進するため、情報公開制度を設けています。また、当組合が保有する個人情報を保護するため、適正な取扱いルールを定めた個人情報保護制度を設けています。

これらの制度を適正に運用することによって、信頼される組合行政の推進を目指しており、令和5年度の運用状況は次のとおりです。

○情報公開の状況

実施機関	担当課	請求件数	処理状況			不服申し立て
			公開	一部公開	非公開	
組合長	総務課	1	1	0	0	-
	施設整備室	16	16	0	0	-
	消防本部	3	2	1※	0	-
	那須南病院	1	1	0	0	-

※部分公開とした理由は、個人に関する保護情報に該当する部分があったため。

○個人情報の開示については、救急出場報告書の請求が1件、火災調査報告書の請求が1件ありました。

令和5年度 決算報告

一般会計

●歳入 <総額25億3,467万5千円> (前年度比 1億7,252万8千円の増)

分担金及び負担金	23億1,256万8千円 (91.2%)	
使用料及び手数料	5,152万2千円 (2.0%)	斎場使用料、し尿・ごみ処理手数料、消防許認可申請手数料等
国・県支出金	864万6千円 (0.3%)	国・県からの補助金
繰入金	7,791万9千円 (3.1%)	基金からの繰入金
繰越金	3,651万9千円 (1.4%)	前年度からの繰越金
組合債	690万円 (0.4%)	借入金
その他	4,060万1千円 (1.6%)	財産収入・諸収入

【負担金内訳】

那須烏山市：15億3,117万6千円
(うち実負担分：12億7,326万9千円
交付税分：2億5,790万7千円)

那珂川町：7億8,139万2千円

●歳出 <総額24億5,961万8千円> (前年度比 1億7,199万円の増)

議会費	119万円 (0.1%)	組合議会の運営費
総務費	1億735万5千円 (4.3%)	組合運営全般に要する経費
衛生費	14億9,844万4千円 (60.9%)	那須南病院への繰出金、斎場・保健衛生センターの運営費等
消防費	8億1,396万7千円 (33.1%)	消防本部、各消防署の運営に要する経費
公債費	3,866万2千円 (1.6%)	借入金の返済に要する経費

歳入歳出差引額7,505万7千円のうち3,800万円は基金へ積立し、残る3,705万7千円は令和6年度予算へ繰越しました。

病院事業会計

病院事業収益は、27億6,982万円、病院事業費用は28億9,523万円で、差し引き1億2,541万円の純損失となりました。

資本的収入は、4億5,261万円、資本的支出は5億8,367万円で、収支不足額 1億3,106万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

支出の主なものは建設改良費で、一般撮影用X線装置などの医療機器の整備、屋上防水及び外壁改修工事や無停電電源装置盤更新工事等を実施しており、その他については、企業債の償還、投資として看護師修学資金の貸与となります。

収益的収入及び支出

病院事業収益	27億6,982万円
医業収益	23億856万円
医業外収益	4億6,126万円
病院事業費用	28億9,523万円
医業費用	27億9,013万円
医業外費用	1億471万円
特別損失	39万円

資本的収入及び支出

資本的収入	4億5,261万円
企業債	2億9,740万円
他会計負担金	1億5,509万円
長期貸付金返還金	12万円
資本的支出	5億8,367万円
建設改良費	3億2,118万円
企業債償還金	2億5,682万円
投資	567万円

保健衛生センターからのご案内

南那須地区広域行政事務組合では、「資源循環型の南那須圏域」を目指し、3R※の推進、ごみの適正処理の推進等に取り組んでいます。住民・事業者の皆様には、ご協力をお願いいたします。
※ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のこと

お問い合わせ先:保健衛生センター ☎0287-83-1155

家庭ごみの直接搬入について

大掃除などで一時的に多量のごみが出た場合やコンテナに入らない粗大ごみを処分する場合には、保健衛生センターに直接搬入することができます。

直接搬入される方は、必ずごみを分別のうえ、スムーズに搬入できるようご協力をお願いいたします。

※緊急時に直接搬入を中止する場合もあるため、搬入する際は組合ホームページ等でご確認をお願いいたします。

【平日の受入】

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【休日の受入】

第1日曜日(日程が変更となる場合もありますので、詳しくはごみの収集カレンダーをご覧ください)

令和7年		
1月12日(日)	2月2日(日)	3月2日(日)
4月6日(日)	5月11日(日)	6月1日(日)

【受入時間】

午前の部 8時30分～11時30分

午後の部 13時00分～16時30分

【料 金】

一般家庭ごみ 10kg当たり100円

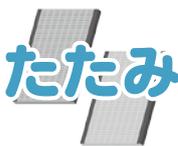


お 願 い

- 受け入れできないごみは、ごみ収集カレンダー「保健衛生センターで処理できないごみ」をご参照ください。
- 休日搬入日は、混雑するため、長時間お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。
※特に、家電リサイクル品は手続きに時間がかかりますので、出来るだけ平日にお持ちいただきますようお願いいたします。
- ごみステーションに出せるごみは、なるべくごみステーションをご利用ください。
- 事業系ごみの休日受け入れは行っておりません。

受け入れられないごみについて

保健衛生センターでは、下記のごみを受け入れることができませんので、ごみを搬入される際には、誤って持ち込まないよう、お気を付けください。



たたみ

保健衛生センターにある焼却炉は流動床式という、砂を利用した焼却炉になります。ごみを破砕機で細かくしてから焼却しますが、畳を破砕すると繊維が絡まって破砕機が壊れてしまうため受け入れることができません。



産業
廃棄物

農業で使用されるビニールハウスや農薬などは産業廃棄物に該当するため受け入れることができません。また、農薬ビンも中に農薬が残っていると、有毒なガスが発生する危険性がありますので、処分する際は販売店かJAにお問い合わせ下さい。



がれき

コンクリートやレンガ、屋根材として使用される瓦などは、破砕機の刃が欠けてしまうため、受け入れることができません。

搬入される燃やさないごみに含まれる資源物分別のお願い

近年、パッカー車によって搬入される燃やさないごみの中に資源物にあたる物が増えています。下記の内容は各々の収集日に出していただきますようお願いいたします。



ビンは、無色、茶色、その他の3色に分けることができます。中身をよくすすいで、色ごとに分けて出してください。色分けの徹底をお願いいたします。



スチールのリサイクルマークが表示されているスプレー缶は、スチール缶として出すことができます。なお、出す際には、穴をあけ、中身が入っていないことを確認して出してください。



アルミ缶や、アルミのリサイクルマークが表示されているお菓子の缶などは、中身をすすいできれいにしてから、アルミ缶の収集の日に出してください。

社会科見学で出た小学生からの質問

保健衛生センターで行われる社会科見学で、那須烏山市、那珂川町の小学校第4学年の児童達から、今年もたくさんの質問をいただきましたので、一部を掲載させていただきます。

Q 集まったごみを燃やすのには何時間かかりますか？

A 約55トンのごみを燃やすのに16時間かかります。1分間で約57キログラム燃やせます。

Q クレーンでごみを運ぶ理由は何ですか？

A 袋を破いてごみを細かくし、混ぜることで燃えやすくするためです。

Q どうして煙が出るのですか？

A 煙突から出ているのは煙ではなく、ごみに含まれる水分が水蒸気となって目に見えるようになります。

Q ごみ処理で困っていることは何ですか？

A ごみが分別されていないことです。燃やすごみの中に燃やさないごみが入っていると、機械の故障の原因となります。また、資源物の中に不純物が入っていると、リサイクル業者に引き取ってもらえなくなってしまいます。

Q 燃やさないごみの仕分け方を詳しく知りたいです。

A 燃やさないごみは、食器(とう器)類、ガラス、小型家電、金属類などです。本来、資源となるビンや缶類、燃やすごみのプラスチック類が混ざっているので、集積所に出す場合には、しっかり分別してそれぞれのごみの収集日に出すようお願いしています。

ご家庭にある消火器の点検方法や 処分方法を知っていますか？

消火器については、ご家庭に設置する義務や点検の義務はありませんが、安全のためにご家庭に設置されている方も多くいらっしゃると思います。

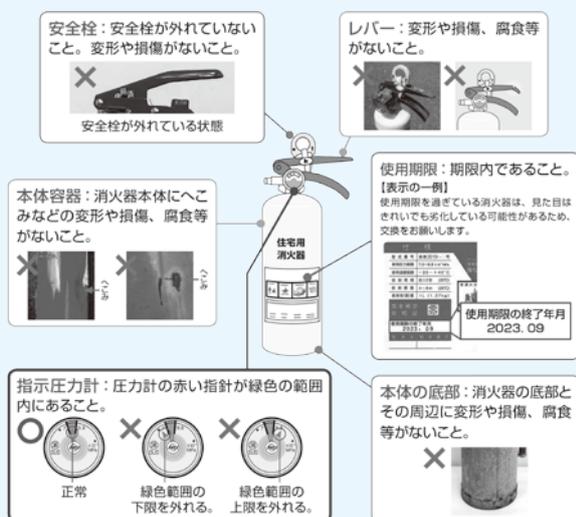
消火器は、使用しないまま置いておくといつの間にか老朽化が進み、いざというときに使えないだけでなく、腐食の程度が激しい場合には破裂して怪我をする危険があります。

そこで、今回は消火器の点検方法と古くなった消火器の処分方法についてご紹介いたします。



【点検方法について】

下図を参考に、火災発生時に有効な初期消火が実施できるよう、半年に1回は自主点検を実施しましょう。



(出典：一般社団法人日本消火器工業会)

【処分方法について】

消火器は圧力容器であり、消火薬剤も様々なものが使用されているので、一般のゴミ回収に出すことができません。事故防止、環境保護の観点から、消火器のリサイクルシステムをご利用ください。

消火器リサイクルには次の4つの方法があります。



(出典：株式会社消火器リサイクル推進センター)

4. 「販売店」で消火器を買い替えの際に引き取りを依頼する。

(※販売店によっては実施していない場合もありますので、事前にご確認ください。)

※スプレー(エアゾール)式の消火器具は消火器ではありません。自治体のルールに従い、スプレー缶として処分してください。また、中身の薬剤の出し方は、製造元または販売元にお問い合わせください。

※消防署では消火器の引き取り・回収は受け付けていません。また、消防署では消火器の販売も行っておりませんので、消防署を名乗る悪質な訪問販売にご注意ください。

○詳しい消火器の点検方法や処分方法については…

上記の連絡先のほか「一般社団法人日本消火器工業会」及び「消火器リサイクル推進センター」のホームページをご確認いただくか、最寄りの消防署へお問い合わせください。



▲窓口検索



消防本部公式X(旧ツイッター)を運用しています！



消防本部では、皆様の安心・安全な生活に役立てていただくため、また消防をより身近に感じていただくために、消防・防災に関する情報や、消防業務、消防本部の取り組みなど、さまざまな情報を公式SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)で発信しています。

南那須地区広域行政事務組合消防本部公式X(旧ツイッター)

アカウント minaminasu_F_D

URL https://twitter.com/minaminasu_F_D



ぜひ
ご覧ください

ドローン 無人航空機を運用しています！

当消防本部では、今年度から無人航空機(ドローン)2台の運用を開始しました。

【主な運用方法】

- ・火災現場での状況確認
- ・山や川での遭難者捜索
- ・河川氾濫状況の確認
- ・大規模災害、特殊災害の状況把握

無人航空機(ドローン)を活用することで、消防隊員の『空の目』となり、今後も住民の皆様の安全・安心を守っていきます。



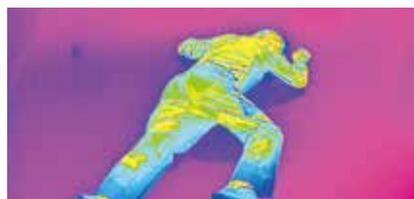
▲上空からの映像をモニターに投影



▲上空から撮影



▲潜水水中の水難救助隊2名を撮影



▲赤外線カメラを使用し撮影

バッテリーの火災に注意しましょう！

モバイルバッテリーは、スマートフォン等を充電できるので予備電源として、近年急速に普及しています。これらの多くに使用されているリチウムイオン電池からの火災が増えています。リチウムイオン電池は、取り扱いを誤ると**火災**につながることもありますので、下記の注意点に気を付けてより安全に使いましょう。



【使用にあたっての注意点】

1. 購入する際には※PSEマークの表示を必ず確認しましょう。
2. モバイルバッテリーがリコール対象製品でないか確認しましょう。
3. 製品本体に衝撃や圧力を加えないように注意しましょう。
4. 高温の場所に長時間放置しないようにしましょう。
5. 充電中は周囲に可燃物を置かないようにしましょう。
6. 膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、本体に異常を感じたら使用をやめましょう。
7. 万一の火災に備え、消火器や簡易消火具を用意しましょう。



※PSEマークは、「電気用品安全法」の基準クリアを証明するマークです。



私にしかできない、
“消防”をしよう。

女性消防士ガイドブック

当消防本部では女性活躍推進法に基づき、女性消防吏員が生き生きと職務に従事できるよう女性専用の仮眠室や浴室等を完備するなど、職場環境づくりに取り組んでいます。

あなたの女子力が必要です。一緒に火災や事故、災害などから地域住民の安全を守る**プロフェッショナル**になってみませんか!? “わたしらしさ”を大切な街と人のために。



◀総務省消防庁「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」ホームページ